

大宮氷川神社に関する研究

ー 近世から現代への変遷 ー

Keywords

氷川神社 近世17世紀 社家
角南建築 官国幣社制限図

1. はじめに

1.1 研究背景・目的

武蔵国一宮氷川神社は本来祭神は一座であったが、少なくとも中世期初頭から男體社、女體社、簸王子社の三社が建立し、それぞれ、岩井家、角井家、内倉家の三神主家によって主祭されていた。

氷川神社は社家間の争い、政府、建物の破却、法律等様々な要因により境内の変遷や社殿の修復・造営が行われてきた。江戸時代は主に本殿周辺の付属建物の移動や寺院建築の移動が行われた。明治期は「神仏分離令」や「官国幣社制限図」などの法律の影響を受け大きく境内が変動した。また、昭和9年（1934）に政府が建築営繕費の支給額を増大させたことにより昭和15年（1940）に新たに社殿を造営している。これらの寛文7年（1667）から明治・大正期に至る境内建築の変遷については、2010年に研究室で近世期遺構及び史資料調査してきた。当時の研究対象となっていた年代より前の境内建築に関しては永禄5年（1652）や寛保元年（1836）等に旧記を焼失してしまっているため資料が極めて少ない。

そこで本研究では近世17世紀の境内建築について史資料調査を行い歴史的変遷を辿る。また、さいたま市から氷川神社の調査依頼を頂いたため、近世及び明治・大正期の氷川神社建築と昭和15年造営の現建築を比較する。

1.2 研究方法

- ①埼玉県立文書館に所蔵されている資料から近世17世紀の境内建築について調査する。
- ②氷川神社の実測調査を行い図面を作成する。
- ③②を明治、大正期の建物と比較する。

2. 氷川神社について

2.1 氷川神社概要

氷川神社は埼玉県さいたま市大宮区高鼻町に位置する。東京都・埼玉県近辺に約200社ある氷川神社の総本社である。主祭神は須佐之男命、稲田姫命、大己貴命の三神で、一棟の社殿に合祀している。近世ではそれぞれ男體社、女體社、簸王子社の三棟に別々に祀っていた。

2.2 社家

史料上では近世初頭は岩井家、角井家、内倉家、氷川家が存在していたことが知られるが、それぞれの成立は

明らかではない。近世以降の神主職は大きく6つの画期を経て変遷した。

表1 氷川神社神職変遷表

年代	神主等（奉仕する社）
近世初頭～延宝6年（1678）	岩井家（男體社）、角井家（女體社）、内倉家（簸王子社） 氷川家（門客人社）
延宝7年～元禄11年（1679）（1698）	岩井家（男體社）、角井家（女體社）、内倉家（簸王子社）
元禄12年～宝永3年（1699）（1706）	三社・三神主同格、年番支配が確定
宝永4年～慶応3年（1707）（1867）	岩井家（男體社）、角井采女家（女體社）、角井五兵衛家（簸王子社）
明治元年～明治3年（1868）（1870）	神主岩井家（本社男體社）、祢宜東角井家、祢宜西角井家
明治4年～昭和20年（1871）（1945）	官制 官司、祢宜職により奉仕

（西角井家文書 参考）

3. 明治期の氷川神社と法律

3.1 神社と法律

近代の神社建築のあり方や建築思想は、明治元年に制定された神仏分離令とそれにとまう神社の国家管理制度の影響を大きく受けている。国は社格を作り、社格に応じて建築営繕費を出した。しかし内務省の基本方針は営繕費の拡大を抑えること、支出の基準を設け公平性に配慮することであった。国は「官国幣社制限図」を作り、営繕費の抑制を図った。制限図の影響を象徴する事例として明治15年（1882）に新しい本殿を造営した氷川神社が挙げられる。制限図は大正元年（1912）に廃止された。その後、多くの神社は近代化に伴う変化の対応や維持費で年あたり100万円が最低必要金額であると訴え昭和9年（1934）に神社営繕予算が増額された。そして、昭和10年代は官国幣社の営繕が盛んになり、昭和15年（1940）に氷川神社も新たに社殿を造営している。

（1）神仏分離令

1868年3月明治政府によって出された古代以来の神仏習合を禁じた命令。



AK12009 石井 大貴

（2）官国幣社制限図

明治6年に制定。境内の面積や社殿の種類、規模の基準を社格に応じて示したもの。平面図と立面図が添付されている。配置形式は全て同じで、本殿・祝詞舎・中門・拝殿・鳥居が軸上に並び、中門から出た透塀が本殿を囲み、それらと拝殿・神庫を含む区域を玉垣が囲み、さらにその外の祭器庫・神饌所、社務所、手水舎を玉垣が囲むというものである。本殿の形式は三間社流造で、拝殿は三間二間、舞殿風の吹き放ちで、入母屋屋根が架かる形式になっている。

（3）古制保存法

制限図と同様、営繕費の抑制を目的につくられた法律。古来の形式が存在する場合、その形式を保存しようという考え方。新しく創造する神社は制限図を使用し、それ以外は古制保存法を使用することとした。

3.2 制限図と氷川神社

図1と図2は明治15年造営の氷川神社と制限図の比較である。氷川神社は古制保存法に登録されていたにも関わらず制限図をもとに再建された。主に本殿周りが変えられているが、本殿周りで新たに造営されたもので制限図に記載されているものは本殿、祝詞舎、拝殿、中門、神饌舎、社務所が挙げられる。これらを造営するためにあえて制限図に沿って造営することで営繕費を抑えたのではないかと考えられる。

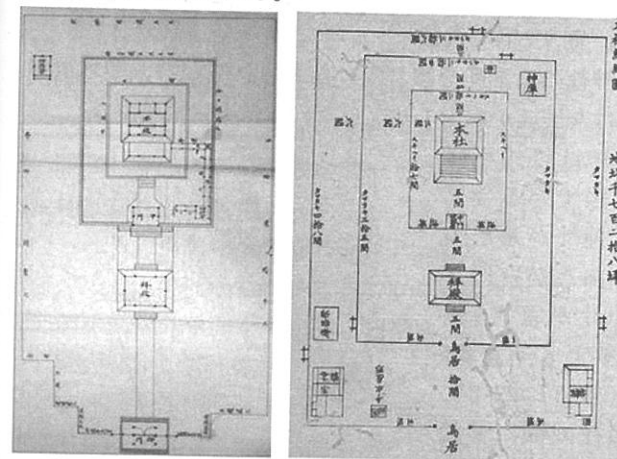


図1（左）官幣大社大宮氷川神社明細書（1925）

図2（右）制限図 大社配置図（1873）

4. 近世17世紀の境内建築

4.1 大宮氷川神社と関係の深い神社

図3は明治15年の改修前の配置図で、1つの本殿にまとめられていない。寛文7年に造営された本殿は男體社、女體者、簸王子社の3つであり、それぞれ三間社流造で建造されている。明治期になると男體社が本社という表記に変わっており、男體社の周辺が拡大している。

寛文7年（1667）の氷川神社の男體社、女體社、簸王子社の造営と同年に氷川女體神社、中山神社（簸王子社）が造営されている。後者は氷川神社にあったものを

移築した可能性があると考えられる。また、上大久保氷川神社と大間木氷川神社はそれぞれの修理報告書に大宮氷川神社から社殿を譲り受けたという表記がある。

（1）氷川女體神社

現存する大型棟札には「武蔵国一宮簸河女躰大明神社、征夷大將軍源頼臣家綱公御再興阿部朝臣忠秋奉、寛文七年丁未六月十二日御遷座、神主武笠宮内丞豊雄」とあり、

四代將軍徳川家綱が忍城主阿部忠秋に命じて社殿を造営することが決定し、寛文7年に竣工したことが知られる。

（2）中山神社

中山神社は中川の氷川社と山の山村社を合祀した神社。大宮氷川神社と氷川女體神社を結ぶ線上のほぼ中間地点（図4）にあることから「中氷川神社」とも呼ばれる。3社で一体の氷川神社を形成し見沼を神池「御沼」として広大な神域を有していたとする説がある。中山神社と氷川女體神社の祭神は以下の表2の通りである。

表2 見沼周辺の氷川3社

神社名	別名	主祭神
氷川神社	男體社	須佐之男命
氷川女體神社	女體社	奇稲田姫命
中山神社	簸王子社	大己貴命



図4 氷川3社の位置関係

（3）上大久保氷川神社

社伝によれば、文禄5年（1596）8月19日に武蔵国一宮氷川神社の本殿として建立している。その後年代不詳なれど上大久保氷川神社が譲り受けた。



図5 上大久保氷川神社 虹梁

上大久保神社の虹梁の彫刻は若葉の彫りがあり、彫刻が江戸前期の建築であることを示し、文禄5年（1596）建立の大宮氷川神社本殿を江戸前期に移築したと推測できる。同じ二間社の中山神社はさらに古いものとされる。

(4) 大間木氷川神社

寛文7年（1667）3月の棟札があり、氷川神社旧本殿を買い受けたという記録が「神社明細書」に残る。寛文7年の数十年前の建物と考えられている。上大久保氷川神社の建築と比較すると大間木氷川神社の方が新しいものと推測できる。

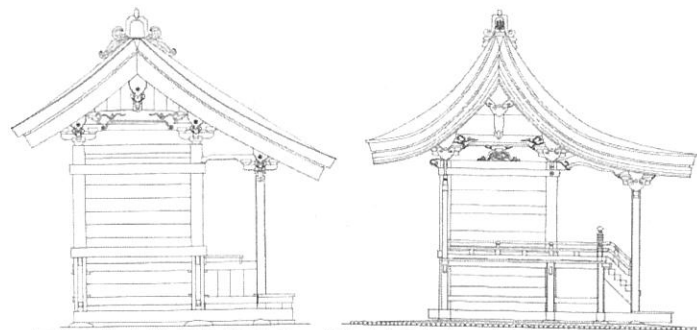


図6 上大久保氷川神社 側面立面図（左）

図7 大間木氷川神社 側面立面図（右）

4.2 寛文7年までの氷川神社

表3 氷川神社 年表

年代	出来事
永禄5年(1562)	氷川神社が兵火で焼失。旧記等焼失する
元龜3年(1572)	北条氏政、大宮氷川神社境内及び寺社家に対し、諸人連名の禁制を発す
天正2年(1574)	北条氏政、氷川神社に対し、祭礼・修理等について領主潮田出羽守と相談するよう命ずる
天正6年(1578)	北条氏政、氷川神社に禁制を発す
天正19年(1591)	市域関係の次の2社(115石)が寺社領寄進の朱印状を賜う 氷川神社100石、中川村氷川社15石
文禄1年(1592)	伊奈氏家臣の富田吉左衛門、氷川神社に神領100石の引き渡しを行う 氷川神社の社家・社僧で社領100石を配分
文禄5年(1596)	伊奈備前守忠次、家康の命により氷川神社の社殿を造営
慶長9年(1604)	氷川神社が上落村(与野市)に200石分を社家・社僧で配分
元和1年(1615)	家康、氷川神社に神輿一基を寄進
元和8年(1622)	氷川神社、家康が慶長年中鷹狩の折に奉納した扇を神体として、境内に東照宮を造営
承応3年(1654)	氷川神社、見沼溜井造成による社領内高鼻村分の潰地51石分余の替地を新開村・田島村・大宮村の内に賜う 中川村の氷川神社、見沼溜井造成による社領内潰地8石余の替地を膝子村に賜う
寛文6年(1666)	阿部豊後守忠秋、將軍家綱より氷川神社の修理を命ぜられる
寛文7年(1667)	造営中の氷川神社が上棟、10月3日奉行をつとめた阿部豊後守忠秋、同社完成の功によって將軍家綱から時服を買う

(大宮市史 参考)

4.3 武蔵国一宮誌

「武蔵国一宮誌」は明治5年の東角井家文書の資料である。

図9は「武蔵国一宮誌」の一部であり、男體社について記されている。「當御宮ハ寛文七丁末年御再建阿部豊後守殿御奉行なり 以前の御宮ハ文禄五丙申年始て御再建なり」とある。寛文7年（1667）より前の男體社は文禄5年（1596）に建立されたことが分かる。文禄5年に建立し、年代不詳だが移築された上大久保氷川神社が当時の大宮氷川神社の男體社だった可能性が高いと考えられる。また、男體社は相殿二座であると記載があるが、上大久保氷川神社は二間社である。寛文7年に大宮

氷川神社の旧本殿を譲り受けたとされている大間木氷川神社は女體社か簀王子社だったのではないだろうか。

図10は年代不詳の絵図である。門客人神社が鳥居の横にあるが、門客人神社が寛文7年（1667）から寛政5年（1793）の間に女體社の横に移動していることは既に調査されている。さらに門客人神社に関する記述で「二つ鳥居の西にありしを氷川内記今の所に移せり」とある。氷川内記は

紀州鷹場内での殺傷を理由に延宝7年（1679）に神職を追放されていることから、氷川内記が門客人神社を移動したのは少なくとも延宝7年より前であり、図8の絵図はその時代のものと推測することができ、これは寛文7年より前の境内である可能性がある。



図8 武蔵国一宮誌

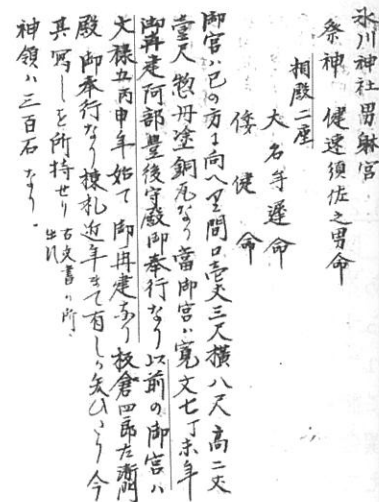


図9「武蔵国一宮誌」男體社

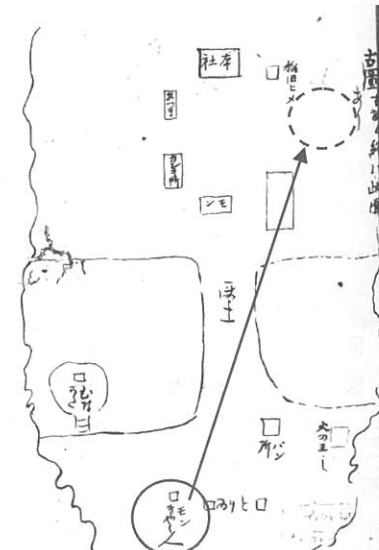


図10 絵図（年代不詳）

5. 大正期と現在の氷川神社の比較

5.1 現地調査

日程：2015/10/8及び10/20

場所：埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1丁目

実測対象建築：本殿、拝殿、祝詞舎、楼門、舞殿、東門、額殿、神楽殿、社務所、神橋、神子神楽殿、手水舎、宗像社、勅使斎館

5.2 大正期と現在の氷川神社の比較

実測調査により得た情報を基に平面図、配置図を作成した。大正期の氷川神社は制限図通り作られていて鳥居をくぐると拝殿があり本殿との間には中門が設けられている。（図11）現在は鳥居が楼門になっている。また中門が取り払われて祝詞舎が造営され、本殿に新しい拝殿が増設されている（図12）。

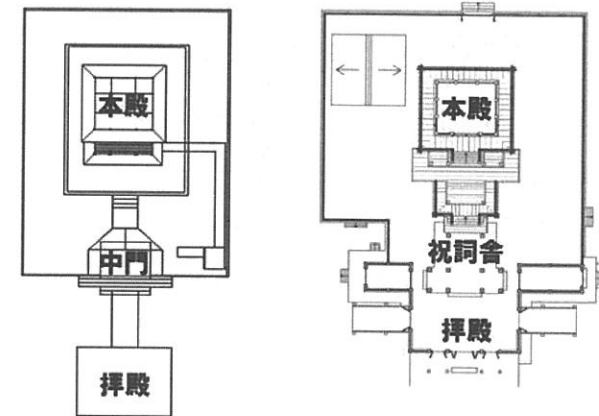


図11 氷川神社 大正期 本殿・拝殿（左）

図12 氷川神社 現在 本殿・祝詞舎・拝殿（右）

昭和15年造営の時の設計者は不明とされているが、氷川神社の形状の特徴から角南隆の影響を受けていると考えられる。角南建築の特徴を以下に示す。

- ①拝殿と他の社殿との連携のための廻廊を付加
- ②制限図式の中門を廃止し、拝殿を大規模化。本殿と祝詞舎を介して一体化
- ③内拝殿・外拝殿形式
- ④本殿に近づくにつれ敷地の高さをあげる
- ⑤本殿にのみ千木、鯉木をつける

氷川神社の敷地は本殿に近づくにつれて上がってはいないので④は一致しない。しかし、氷川神社の長い参道が神聖な地（本殿）へ向かう道として十分であったために敷地を上げなくても神聖なる本殿が演出できたのではないと思われる。

本殿は昭和15年の造営で建て替えられていないと考えられる。大正期の本殿の資料と現在の本殿を比較すると異なるのは以下の2点であった。

- ①階段幅が現在の方が狭い（図13、14）
- ②現在の本殿は側面の廊下に段差がある（図15、16）



図13 大正期本殿



図14 現在本殿

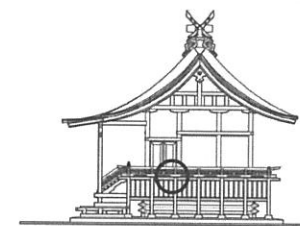


図15大正期本殿側面



図16 現在本殿側面

6. 結論

近世17世紀の資料は極めて少なく、明らかな境内建築を導き出すことは出来ないが、本研究では寛文7年より前の男體社は上大久保氷川神社であり、同時に他の本殿として大間木氷川神社の社殿が大宮氷川神社に存在していたと推測した。また、図10の絵図は少なくとも延宝7年より前の境内を描いた図であり男體社と女體社の位置関係から、寛文7年より前の境内の可能性があると考えられる。

大正期と現在の比較では大正期は制限図を元に造営されているのに対し、昭和期造営の社殿は角南建築であると考えた。大正期と現在の本殿は非常に似ているため昭和期造営の際、本殿は建て替えられていないと考えられる。

参考文献

- 1) 藤岡洋保「近代の神社建築」明治聖徳記念学会紀要〔復刊第43号〕平成18年11月
- 2) 「武蔵国一宮氷川神社の研究―近代における主要建物の復元を中心として―」2010年度日本建築学会関東支部研究報告集
- 3) 「大宮氷川神社参道の変容過程」日本建築学会大会学術講演梗概集2011年
- 4) 「武蔵国一宮氷川神社の研究―旧本殿三社と門客人神社・天津神社・御嶽神社の関係について―」2010年度日本建築学会
- 5) 「東角井家文書」埼玉県立文書館所蔵
- 6) 「西角井家文書」埼玉県立文書館所蔵
- 7) 「浦和市指定有形文化財 大間木氷川神社本殿修理工事報告書」
- 8) 「さいたま市指定有形文化財 上大久保氷川神社本殿修理工事報告」
- 9) 「大宮市史（第二巻、第三巻上・中）」